

利用終了及び資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

株式会社オアシスMSC発行のテレビカード1,500分 及び 1,455分について
(北海道中央労災病院用)

これまでのご利用に対しまして、厚く御礼申し上げます。
株式会社オアシスMSCが発行したテレビカード1,500分及び1,455分(北海道中央労災病院用)につきましたは、平成30年11月13日(火)をもちましてご利用を終了させていただきました。

ご利用終了日:平成30年11月13日(火)

ご利用終了日後のテレビカード残額精算について

上記ご利用終了日経過後のテレビカード残額精算につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、払戻しを行いますので、以下の払戻し申出期間内にお申し出ください。

**払戻し申出期間:平成30年11月14日(水)8時から
平成31年3月31日(日)14時まで
平日:8時~17時30分 土・日・休祝日:10時~14時**

※ 上記払戻し申出期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので
ご注意ください。

お申し出方法及び払戻し方法

北海道中央労災病院売店に残額があるテレビカードをお持ちください。その場で現金にて精算いたします。

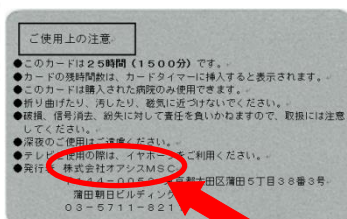
払戻しの対象となるテレビカード

下記のとおり、裏面の発行者が「株式会社オアシスMSC」と記載されているテレビカード

カード表面(1,500分)



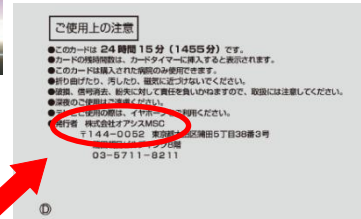
カード裏面(1,500分)



カード表面(1,455分)



カード裏面(1,455分)



この部分に「株式会社オアシスMSC」と記してあるテレビカード

お問い合わせ先

株式会社オアシスMSC
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビルディング8階
TEL:03-5711-8215 ※照会時間は、午前10時~午後6時まで(土・日・休祝日を除く)